

# 令和8年度災害調査用ドローン保守委託業務仕様書

## 1 目的

この仕様書は、災害調査用ドローンの常時安定稼働の維持と適正な管理を行うために実施する令和8年度災害調査用ドローン保守委託業務（以下「本業務」という。）に適用する。

なお、本仕様書において、委託者を以下「甲」といい、受託者を以下「乙」という。

## 2 基本的事項

乙は、本業務をこの仕様書に基づき、誠実に実施するものとする。また、乙は本業務の実施に当たって、対象機器の技術情報を必要とする場合は、その技術情報を有する企業との折衝を乙の責任において行うものとする。

## 3 実施計画書

乙は、この契約締結後速やかに保守業務実施計画書を作成し、甲に提出するものとする。

## 4 業務内容

乙は、本業務を、原則として、土、日曜日及び祝祭日を除き、平日の午前9時から午後5時までの間に実施するものとし、これ以外の時間帯に実施の必要がある場合は、事前に甲の承認を得て実施するものとする。

業務内容については、以下の（1）から（4）のとおりとする。

### （1）保守対応（故障受付、故障1次切り分け、修理の手配、問い合わせ）

#### ア 業務期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

#### イ 対象機器

5式（別表のとおり）

#### ウ 業務内容

（ア）対象機器の故障の連絡を受け付け、故障内容の調査・1次切り分けを行うとともに、修理の手配を行うこと。

なお、修理に必要な部品等に係る費用については、甲の負担とする。

（イ）故障した対象機器の引取り及び修理後の納品は、原則、別表の保管場所とする。

なお、引取り及び納品の方法については、甲乙協議の上、定めるものとする。

（ウ）対象機器の設定、操作方法等に関する問い合わせ対応を行うこと。

### （2）保守点検の内容

#### ア 点検期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

#### イ 対象機器

5式（別表のとおり）

#### ウ 点検回数

5回（一式あたり1回とする）

## エ 点検項目

- (ア) 点検対象機器の正常性確認
- (イ) 点検対象機器の外観確認
- (ウ) 点検対象機器の動作確認
- (エ) 点検対象機器の清掃

## オ 点検場所

点検場所については、別表の保管場所、乙が所有する施設等、安全性が確保された場所を選定することとし、甲乙協議の上、定めるものとする。

## (3) 業務支援

### ア 業務期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

### イ 業務回数

1回

### ウ 業務内容

甲が県内で実施する訓練において、災害調査用ドローン1台の運用支援を実施すること。  
なお、訓練実施日は1日とするが、事前の動作確認についても運用支援を行うこと。

## (4) 操作講習

### ア 業務期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

### イ 業務内容

(ア) ドローンを飛行させる上で必要な法律、基礎知識等の座学を2時間以上且つ1回以上実施するものとし、その内容をDVDに保存して提出すること。

(イ) ドローンを安全に飛行させるための操作方法等の実技を、受講者のスキルにあわせて2クラス（初級・上級）に分けて4時間以上実施すること。

なお、受講者については、1組2名程度とし、2クラス（初級・上級）あわせて最大12組まで受講できること。

(ウ) 特定飛行（目視外飛行）の承認申請を行うために必要な目視外飛行の操作訓練を、上記（イ）において上級の講習を受講した最大12名に対して、併せて実施し、承認条件である1人あたり60分以上の目視外飛行時間を確保すること。

### ウ その他

座学・操作講習の開催日時及び場所等については、甲乙協議の上、定めるものとする。  
なお、操作講習の開催場所については、県が所有する施設、乙が所有するドローン専用の施設等、安全性が確保された場所を選定すること。

## 5 業務報告書

乙は、本業務で実施した内容を明記した実施報告書（任意様式とする。ただし、同報告書には実施者名及び実施日時を記載すること）を業務完了後、速やかに甲に提出する。

## 6 その他

本特記仕様書に記載のない事項及び本業務の遂行にあたり疑義が生じた場合には、甲乙協議により定めるものとする。

## 【別表】

### 対象機器

NO	品名	品名、型番等	数量 (一式あたり)	式	保管場所 (※)
1	ドローン本体一式 (DJI MATRICE 300 RTK)	ドローン本体 (送信機等を含む)	1台	5式	高知県総合防災対策 推進地域本部
2		ドローンカメラ	1台		
3		バッテリー	4本		
4		充電器	1台		
5		SDカード	1枚		
6		ランディングパッド	1個		
7		デジタル風速・温度計	1個		
8		収納ケース	1台		
9	映像伝送機器一式	ビデオスイッチャー	1台		
10		ノート型パソコン	1台		
11		モバイル wi-fi ルーター	1台		
12		ポータブル電源	1台		
13		HDMI ケーブル	1本		
14		収納ケース	1台		

※以下の保管場所に、対象機器を一式ずつ保管しています。

- 1 総合防災対策推進安芸地域本部  
安芸市矢ノ丸1-4-36 安芸総合庁舎3階
- 2 総合防災対策推進中央東地域本部  
南国市大桶甲 1592
- 3 総合防災対策推進中央西地域本部  
吾川郡いの町 1381 伊野合同庁舎1階
- 4 総合防災対策推進須崎地域本部  
須崎市東古市町6-26 須崎第二総合庁舎4階
- 5 総合防災対策推進幡多地域本部  
四万十市古津賀4-61 中村合同庁舎3階